

第1回鳥取県コロナに打ち克つ 新しい県民生活推進本部会議

日時：令和2年6月1日（月）午後4時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）ほか

議題：◇新しい県民生活の推進について
◇その他

新型コロナウイルス感染症に打ち克つ新しい県民生活の推進

新型コロナウイルス感染症を克服するための「新しい県民生活」の定着や県内の需要喚起に向けた取組を官民を挙げて展開

鳥取県コロナに打ち克つ 新しい県民生活推進本部 (6/1設置)

本部長 : 知事
副本部長 : 副知事、統轄監
本部員 : 各部局長等

【取組】

- 新しい県民生活の推進
 - ・業種別感染拡大予防ガイドラインの作成・監修・普及促進
 - ・事業者のテレワーク推進 等
- 需要喚起に向けた取組支援

経済雇用対策本部 (本部長 : 知事)

新しい県民生活推進プロジェクトチーム (チーム長 : 統轄監)

鳥取県コロナに打ち克つ 新しい県民生活推進会議 (6月上旬開催)

参画団体
経済、産業、福祉保健、教育、消費者、
報道、行政

【取組】

- 新しい県民生活の実践や関係者への普及促進を県民運動として展開

(新しい県民生活のポイント)

- ・長続きするもの (習慣化など)
- ・これからの時代の要請に沿ったもの (SDGs、オンラインなど)
- ・鳥取県らしいもの (豊かな自然に親しむなど)

- 需要喚起への主体的な取組

連携

新しい県民生活推進プロジェクトチーム

- **新型コロナに打ち克つ「新しい県民生活」の具体的な取組を部局横断で検討・提案。**
- **「新しい県民生活」の取組を強力に推進。**

【チーム長】統轄監

【メンバー】観光戦略課、長寿社会課、健康政策課、くらしの安心推進課、スポーツ課、文化政策課、企業支援課、食のみやこ推進課 を想定（必要に応じ、追加・変更）

**※事務局：新時代・SDGs推進課
（新しい県民生活推進室）**

「新しい生活様式」について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋） 令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

- 「新しい生活様式」が社会経済に定着することが、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく際の前提
- 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続がその基本
- 併せて、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを実践することが必要

県民の皆様へ ～気を緩めずに、みんなで感染拡大防止～

新型コロナ克服3カ条

1. 人と人 あいだが あいだ 間が愛だ

- 人と人とが約2m離れば、飛沫感染防止で安心
- テレビ会議やテレワーク、電話もOK
- オンライン飲み会や遠隔診療

2. 三つもの みつだ と みすだ 密だとミスだ

- 「三つの密」の回避(密閉、密集、密接)
※これまでの集団感染が生じた場の共通点を踏まえると「三つの密」のある場が感染拡大のリスクが高いと考えられています

3. 幸せは よぼう で よぼう 予防で呼ぼう

- こまめに手洗いまたは手指消毒
- 症状がなくても、会話はマスク着用在がエチケット

3カ条を守って、一人ひとりが感染予防や拡大防止に取り組みましょう。県内の観光地、お店等、みんなで応援していきましょう。

- レジに並ぶときは、前後にスペース
- 歌や応援は、十分な距離をとって

- 定期的に窓を開けるなどこまめに換気(できれば2方向で)
- 食事をする時はおしゃべりは避ける
- 食事は大皿を避け、料理は個々に

- ビニール袋で密閉してごみを廃棄
- 咳エチケットの徹底
- トイレのふたを閉めて汚物を流す

鳥取型「新しい生活様式」の実践 —鳥取県から皆様へのお願い—

5/29 新型コロナウイルス感染症
対策本部情報連絡会議資料

- ◆ 6月18日までの間は、不要不急の北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との往来はお控えください。このほかの地域と往来することは差し支えありませんが、行き先の府県が出す情報などに十分注意し、感染予防に心がけましょう。
- ◆ ただし、観光のための県外との往来については、島根県との往来を除き、6月18日まではお控えください。
- ◆ 県内への外出につきましては、差し支えありません。みんなで、県内の観光地や飲食店などを応援しましょう。「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」のステッカーも参考にしてください。
- ◆ 「新型コロナ克服3カ条」を守って、しっかりと健康管理にあたりましょう。



- ◆ 病気と闘っている患者さんやご家族、医療関係者を応援し、県外ナンバー車などへの親切心を県民の誇りとしましょう。

【県内にいらっしゃった皆様へ】

- ◆ 旧特定警戒都道府県から緊急事態宣言解除前に鳥取県へお越しの皆様は、来県後14日間、やむを得ない場合を除き居宅・居所からの外出をお控えください。
- ◆ 現在感染が拡大している地域から鳥取県にお越しの皆様は、感染している可能性も意識して、「三つの密」を避け咳エチケットにご配慮いただくなど、慎重な行動をお願いします。

鳥取型「新しい生活様式」の実践

～新型コロナウイルス感染症予防のため～ 鳥取型「新しい生活様式」を実践！

令和2年5月29日版

緊急事態宣言の解除は「終わり」ではなく、新型コロナウイルスとの闘いの第2章の「始まり」です。気を緩めれば感染拡大を起こしかねません。
「新型コロナ克服3カ条」を守って、一人ひとりが感染予防に取り組みましょう。
また、鳥取県の自然や星空を活かして、屋内だけでなく屋外も楽しみ、県内の観光地、お店等、みんなで応援していきましょう！

新型コロナ克服3カ条

1. 人と人 間が愛だ

人と人が約2m離れば、飛沫感染防止で安心！



★こんな工夫も・・・

- ・テレビに並ぶときは前後にスペース
- ・歌や応援は十分な距離をとって
- ・テレビ会議やテレワーク、電話もOK
- ・オンライン飲み会や遠隔診療

2. 三つもの 密だとミスだ

「三つの密」の回避(密閉・密集・密接)

※これまでの集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、「三つの密」のある場が感染拡大のリスクが高いと考えられています。



★こんな工夫も・・・

- ・定期的に窓をあけるなどこまめに換気(できれば2方向で)
- ・飲食は持ち帰り、宅配も
- ・スーパーやジョギング、公園は少人数、空いた時間に
- ・会話する際は、可能な限り対面を避ける
- ・待てる買い物物は遠慮で
- ・食事は大皿を避け、料理は個々に
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用

3. 幸せは 予防で呼ぼう

こまめな手洗いや咳エチケットで、新型コロナウイルス感染症を予防！

※発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしておきましょう。



★こんな工夫も・・・

- ・トイレのふたを閉めて汚物を流す
- ・ビニール袋で密閉してごみを廃棄
- ・発熱、風邪症状など、無理せず自宅療養 (最寄りの発熱・帰国者・接触者相談センターにご相談ください)
- ・症状がなくても、マスクを着用して会話をするのがエチケット

正しい手洗いの方法

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



出典：首相官邸ホームページ
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)

発熱・帰国者・接触者相談センター

県内3か所に、相談センターを設置しています。
ご心配な場合などは、最寄りの相談センターにご相談ください。

地区	電話 (24時間対応)	ファクシミリ (平日8:30~17:15)
東部地区 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625 (8:30~17:15) 時間外0857-22-8111 (上記の時間以外)	0857-20-3962
中部地区 (倉吉保健所内)	0858-23-3135 0858-23-3136	0858-23-4803
西部地区 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

【対応時間】

電話：24時間対応(土日、祝日を含む)
ファクシミリ：午前8時30分から午後5時15分(土日、祝日を除く)

※センターでご相談の順番、新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。
マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。



1776公式アカウント
鳥取県新型コロナウイルス対策
パーソナルサポート



鳥取県
新型コロナウイルス感染症対策サイト



鳥取県
Twitter

鳥取県

作成：鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部
(電話 0857-26-7799, 7958)

鳥取県



鳥取型「新しい生活様式」の実践 業種別ガイドラインの作成

国の対応状況

- 業種や施設の種別ごとに全国組織の関係団体がガイドラインを作成し、感染防止策を推進（5月27日時点で131件策定済・策定中）

鳥取県の対応状況

- 各関係団体や専門家の意見を聞きながら、県版ガイドラインを作成

<策定状況>

- ・策定済：飲食、接待を伴う飲食、宿泊、理容、美容、クリーニング、公衆浴場、情報産業、登山客向け
- ・策定中：海水浴

- クラスター発生4業種について

■ライブハウス（10か所）

「**県で作っていただき周知していただくことが、利用者の安心感につながる**」

⇒いろいろな様態があるため『オーダーメイドガイドライン』を作成へ

■スポーツジム（52か所）

・全国展開店舗では、本社マニュアルの対策をすでに実施中

・「**県版が必要**」「**個別の助言がほしい**」「**国ガイドラインの存在を知らなかった**」

⇒マニュアルのない県内ジム向けに県版ガイドライン作成へ

■カラオケ（22か所）

・県版飲食店ガイドライン、国版ガイドラインですすでに対策実施中

■接待を伴う飲食（1000か所）

・県版ガイドライン作成済

鳥取型「新しい生活様式」の実践

鳥取県版新型コロナウイルス対策ガイドラインの例

◆ 飲食店・接待を伴う飲食店・宿泊施設向け対策例

<特徴>

- 国のガイドラインへの対応が難しい小規模店舗でも対応できるよう具体的な取組を例示
- 県版では、フィジカルディスタンスの確保について、家族等の日常から接している同一グループであれば緩和できることを明記

<対策例>

- ・フィジカルディスタンスを確保できるよう施設規模に応じた予約制を取り入れましょう。
 - ▶家族等の単一グループにあってはフィジカルディスタンスの確保は必須ではありません。
- ・他のグループのお客様同士が対面とならないよう、フィジカルディスタンスを確保できる席に案内し、フィジカルディスタンスをとれない場合は、ついたて等で遮蔽しましょう。
- ・開店に備えて、網戸のある窓を開けるなど客席及び厨房の十分な換気をしましょう。
 - ▶窓がない場合は厨房の換気扇、扇風機なども活用しましょう。
- ・ロビー等の共用エリアや客室は定期的に窓を開けるなど十分に換気をしましょう。
 - ▶換気能力が落ちないよう、換気扇や空調のフィルタを定期的にクリーニングしましょう。

鳥取型「新しい生活様式」の実践 感染防止対策を実践する「協賛店」の普及

○感染拡大予防対策を実践する「協賛店」制度（5/27（水）スタート）

・対策の取組をチェックリストにして掲示

感染予防対策実施内容	
<input checked="" type="checkbox"/>	管理者、従業員共に出勤前に体温を測定し、体調不良のときは自宅待機します。
<input checked="" type="checkbox"/>	施設内は適宜換気し、密閉を避けます。
<input checked="" type="checkbox"/>	不特定の人が頻繁に触れる場所は定期的に清掃・消毒します。
<input checked="" type="checkbox"/>	接客時はマスクを着用し、咳エチケットを励行します。
	⋮
	⋮
	⋮
店舗責任者署名	○ ○ ○ ○

・協賛店の証としてステッカーを掲示



⇒お客様に安心して利用していただけることをPR

・飲食店・宿泊施設等生活衛生関係業、運輸業、観光業、サービス業など幅広く展開
[届出数102件（6/1 9時時点）]

○モデル的新しい認証制度「新型コロナウイルス感染拡大予防対策認証制度」


高度な感染予防対策に取り組む店舗・事業者に対して、認定証を交付する制度創設へ

(参考) 「新しい生活様式」について①


人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみましよう。


1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は遠隔診療
定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用




8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は在宅勤務
通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

(参考) 「新しい生活様式」について②

「新しい生活様式」の実践例

(令和2年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2 m (最低1 m) 空ける。
- 遊びにいくな屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(参考) 「新しい生活様式」について③

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数で空いた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示会への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

待てる買い物は
通販で



公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿を避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びに座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

飲食は
持ち帰り、宅配も



娯楽・スポーツ等

- 公園は空いた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

ジョギングは
少人数で



冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打ち合わせは換気とマスク

仕事は在宅勤務

会話はマスクをつけて



感染防止対策・経済回復への支援

鳥取県の支援策

〔4月補正〕

- 頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業 定額10万円
- 企業内感染症防止対策補助金〔緊急対応型〕 上限20万円（補助率3/4）
→ 仕切り用のアクリル板の消毒液の購入・設置等
- 企業内感染症防止対策補助金〔体制整備型〕 上限200万円（補助率3/4）
→ テレビ会議システム、ネット通販システムの導入等
- 危機突破企業緊急応援補助金〔経営危機克服型〕 上限50万円
（補助率3/4）
→ 新商品開発や新たなサービスの提供、新分野進出など企業の新たな取組
- 危機突破企業緊急応援補助金〔感染症対策型〕 上限1,000万円
（補助率2/3）
→ 「非対面型ビジネス」への転換に必要なシステム開発、感染予防・防止に向けた各種商品・システム開発に要する経費
- 非対面型販売促進事業 上限50万円（補助率2/3）
→ 県産農林水産物を取り扱う食品加工業者が行うインターネット商談、インターネット販売及び商品サンプル等の製造等
- WEB面接システム導入促進事業補助金 上限10万円（補助率1/2）

感染防止対策・経済回復への支援

〔調整費＋6月補正（案）〕

- 新型コロナウイルス克服再スタート事業 定額10万円
→ 売上3割以上減の中小事業者に対して、家賃など固定費も含めた負担軽減
- 地域で頑張るお店応援事業 上限20万円（補助率3/4）
→ 複数事業者が連携して行う地域の盛り上げや需要喚起につながる取組等
- 新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業 上限20万円（補助率9/10）
→ 飲食、宿泊、観光等及びその他売上急減店舗が感染予防対策の導入・維持を行う経費
- 新たな生活様式に対応した交通事業者応援事業（補助率3/4）
→ 交通事業者が行う新型コロナウイルス対策に係る資機材整備等に要する経費等
- 農林水産関係感染症防止対策環境整備支援事業 上限20万円（補助率3/4）
→ 農林水産業関係の団体等が行う共同利用施設等で行う集出荷作業時等に必要な感染予防及び事業継続に必要な感染拡大防止等の取組
- 農林水産物消費回復・拡大緊急プロジェクト支援事業 上限500万円（補助率2/3）
→ 農林水産業関係の団体等が行う販路開拓、新たな生活様式に合わせた新商品の開発等
- 鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業 上限50万円
(補助率10/10)
→ イベント、スポーツ大会、講演会、研修会等の開催にあたり、三密を避けるなど新型コロナウイルスの感染予防の対策に要する経費

感染防止対策・経済回復への支援

国の支援策

- 持続化給付金 中小法人200万円、個人事業者100万円（売上減少額が上限）
- 持続化補助金 [コロナ特別対応型] 上限100万円（補助率2/3（サプライチェーンの毀損への対応）又は3/4（非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備） → 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組（出前注文を受け付けるためのwebサイトの作成、非対面型サービスのための旅館の自動受付機導入 等）
2次締切：6月5日、3次締切：8月7日
- ※事業再開枠として業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策費を対象に50万円(10/10) 上乘せ
- ※接待を伴う飲食業、ライブハウス、カラオケ、スポーツジムは、更に50万上乘せ(上限200万円)
- IT導入補助金 [特別枠] 上限450万円（補助率2/3又は3/4※上記と同様）
→ 在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入等
特別枠（2次）申請締切：6月12日（金）17時
2次締切：6月12日、3次締切：6月26日、4次締切：7月10日
- 働き方改革推進支援助成金 [テレワークコース] 上限300万円（従業員一人当たり40万円）（補助率3/4）
→ テレワークの導入・実施に関するコンサルティング、就業規則・労使協定等の作成・変更、研修及びテレワーク用通信機器の導入・運用経費